2025年4月1日 現在

フリーローン

融資限度額	1,000万円
金　　利	変動金利型　年3.400%～5.400%　※1
返済期間	最長15年(180回)
資金使途	物資購入、葬祭費用、裁判費用等に利用する資金　※2
連帯保証人	200万円までは不要　※3 ただし、当組合無担保融資の合計金額が200万円を超える場合は、連帯保証人が必要となります。

※1　1万円から200万円　年3.400%　　201万円から500万円　年4.400%
　　501万円から1,000万円　年5.400%
※2　融資金については、業者指定の口座にお振込みいただくか、支払後の領収書等の提出が必要になります。
※3　当組合無担保融資の合計金額が200万円を超える場合は連帯保証人が必要となります。
　　当該ローン借入総額が500万円を超える場合は連帯保証人が2名必要となります。
詳細は、お問合せいただくか、裏面の概要説明書をご参照ください。
当組合所定の審査があります。審査結果によってはお借入れできない場合がございます。

東京消防信用組合

https://www.shoubou.co.jp

本店（東京消防庁 10階）　電話 03-3212-4014　消電 9-501-8609・8610
立川支店（立川防災館 3階）　電話 042-526-1431　消電 9-501-8650・8651
幡ヶ谷支店（消防学校寮内）　電話 03-3485-1353　消電 9-501-8630・8631

公式LINE友達募集中です。

ローン概要説明書

２０２５年４月１日現在

１．商品名	フリーローン
２．ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資金を保有する組合員の方 ・満２０歳以上で勤続１年以上の方
３．資金使途	物資購入資金、葬祭資金、裁判費用等に利用する資金 生活資金、事業資金、借入金の返済資金は除くものとします。
４．お借入金額	１万円～１，０００万円以内（１万円単位）
	ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 ＜仮 定 退 職 金＞ 勤務年数により、お申込み時点で受け取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことです。 ＜加算仮定退職金＞ 上記、仮定退職金に３００万円を上限として加算できる額のことです。
５．お借入期間	１年以上１５年以内
６．お借入金利	・変動金利型でのお取扱いとなります。 ・融資契約時又は金利変更時の店頭基準金利を適用します。 ＜変動金利＞ 借入後の金利は、店頭基準金利（市場金利を勘案し決定される当組合所定の金利）の変更に伴い、その変更幅は同じだけ引き下げまたは、引き上げられます。お借入後の金利の見直しは、毎年４月及び１０月で見直し月の翌月から新しい金利での返済額になります。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも変更を実施する場合があります。
７．お申込に必要な書類	・直近の給与明細（写） ・前年の源泉徴収票（写） ・当組合届出印 ・各種見積書等、金額のわかる資料（写） ・その他当組合が必要とする書類 ※東京都職員共済組合償還表（写） ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書（写） ※連帯保証人予定者様のご本人確認資料（写） ※印は、該当者の方のみ必要となります。
８．返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済 ＜元利均等返済＞　元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 ＜元金均等返済＞　毎月決まった元金に利息を加えた合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお、返済額は毎月変動します。
	・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、６ヶ月ごとの毎年１月及び７月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月１５日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。
９．保証人	・ご希望金額２００万円までは原則不要です。 ただし、ご希望金額が２０１万円以上の場合、または当組合無担保融資残債を加算して２００万円を超える場合は連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を１名立てていただきます。 また、フリーローンの総額が５００万円を超える場合は連帯保証人（配偶者・保証能力のある親族または組合員）を２名立てていただきます。
10．手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。
11．担保	不要です。
12．繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済依頼書（兼口座振替依頼書）」の提出が必要となります。
13．苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合　総務部総務課】 住　　所：東京都千代田区大手町１－３－５（東京消防庁内） 電　　話：０３－３２１２－４０５０ 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土日及び金融機関の休日を除く） なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。

名　　称	東京地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人　東京都信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人　全国信用組合中央協会）
住　　所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
受付時間	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9：00～17：00

・紛争解決措置

名　　称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住　　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月～金（除　祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（除　祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

14．その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・融資金については、業者指定の口座にお振込みいただくか、支払後の領収書等の提出が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞　https://www.shoubou.co.jp/